

## 政務活動費のあり方の検討事項

事項	備考
<b>1 支出伝票等の事前確認</b>	
(1) ホームページ公開に向けて、支出伝票等の事前確認を指針等に位置付けて制度化し、事務局職員の業務の平準化を図る	
<b>2 議長提出する書類の様式変更</b>	
(1) 現行、議長提出している「政務活動費(県外・国外)支出票」の記載内容の充実	
<b>3 政務活動費の指針について</b>	
(1) 基本的な考え方について	
ア 政務活動と他の活動が混在する場合の按分割合の考え方や基準を作成して明記する	
イ 監査や裁判などで不正支出と認められたものについて、政務活動費の支出が交付額を超えている場合であっても、不正と認められた額は返還することとする	
(2) 全ての経費に共通する運用指針	
ア 領収書の宛名が会派名の場合で、議員個人や複数議員が共通して支出したものは、該当議員名を支出伝票の備考欄に記載することとする	
(3) 複数の経費に関連する運用指針	
ア アルコールを伴う会合については、政務活動費への充当をしないこととする	
イ 車両のリース料の政務活動費への充当を原則廃止とする	
ウ 広報・広聴費や事務所費などについて、それぞれの項目の按分率の考え方、基準などを明記する(再掲)	
(4) 各経費別の運用指針	
ア 「会合参加費」を用途基準から削除し、「調査研究費」、「研修費」、「広報・広聴費」などの各用途基準に応じて計上するようにする	
(5) 書類の取扱い	
ア 会派及び議員での保存を義務付けている書類(視察報告書や広報広聴用の印刷物)の写しを議長提出書類とする	